

須賀川暮らし住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外からの移住を促進することにより、人口減少を緩やかにし、将来にわたって地域の活性化を図るため、本市に定住する目的で住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として永住の意志をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 県外移住者 福島県外から本市に転入後2年以内の者又は転入しようとする者で、本市に住所を移転する直近まで継続して3年以上、福島県外に住所がある者（同一世帯員及び同居する他世帯員（以下「同居者」という。）を含む。）をいう。ただし、以前本市の住民基本台帳に登録されていた者については、転入日の前3年間に於いて本市の住民基本台帳に登録されていない者をいう。
- (3) 住宅 戸建住宅、集合住宅又は住宅部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。
- (4) 基準日 新築住宅にあつては当該住宅の工事請負契約締結日、住宅の購入にあつては当該住宅の購入の売買契約締結日をいう。
- (5) 取得日 住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1号に規定する所有権の保存の登記を完了した日をいう。
- (6) 事業完了日 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）が、補助金の交付を受けることができる住宅（以下「補助対象住宅」という。）に住所移転した日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、本市に定住する意思を持って補助対象住宅を取得し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に自ら居住する県外移住者で、基準日において49歳以下である者
- (2) 補助対象住宅の取得日から3か月以内に居住する者

- (3) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して10年間以上継続して、補助対象住宅に定住する者
- (4) 同居者全員を含め、市税等を滞納していない者
- (5) 同居者全員を含め、須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）に規定する暴力団員等でない者
（補助対象住宅）

第4条 補助対象住宅は、事業完了日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること。
- (2) 戸建住宅の場合は、延べ床面積が住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）において定める一般型誘導居住面積水準以上、集合住宅の場合は、延べ床面積が同計画において定める都市居住型誘導居住面積水準以上であること。
- (3) 住宅を購入する場合において、当該住宅が昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅であるときは、耐震診断を実施していること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費を除く住宅の取得に要したものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住宅部分とすることが適当でないと認められる経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と、別表1に掲げる補助基本額と補助加算額の合計とを比較していずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第4条に規定する申請書は、補助金交付申請書（第1号様式）とし、同条に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定住誓約書（第2号様式）
- (2) 代表者選任届（共有名義者のみ）（第3号様式）
- (3) 本人及び同居者全員の住民票、戸籍の附票及び納税証明書
- (4) 補助対象住宅の内容が確認できるもの（位置図、配置図、平面図、立面図等）
- (5) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) 新規出店、創業支援事業等に係る交付決定通知書等の写し（補助加算額適用の場合）

2 前項の申請は、基準日から起算して6か月以内に行わなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第17条第2項の規定にかかわらず、補助金の交付決定の通知を受けた者は、取得日から3か月以内又は当該通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第17条第1項で定める実績報告書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 規則第17条第1項第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 転入後の本人及び同居者全員の住民票の写し
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 補助対象住宅の写真
- (4) 取得に要した費用に係る領収書等の写し
- (5) 耐震診断を受けたことが確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築された住宅を購入する場合）
- (6) 別表1に掲げる補助加算額の4に係る認定書等の写し（補助加算額適用の場合）

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して10年未満で補助対象住宅を処分したとき。（ただし、補助対象者の死亡等やむを得ない事情を除く。）

(2) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 規則第22条の規定により返還を求める額は、次に定めるとおりとする。

(1) 前条第1号によるとき 別表2に定める額

(2) 前条第2号及び規則第21条第1項第1号によるとき 交付額の全額

(3) 前条第3号によるとき その都度市長が定める額

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(須賀川市移住・定住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 須賀川市移住・定住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の須賀川市移住・定住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第9条及び第10条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

別表1 (第6条関係)

補助基本額	補助加算額
70万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準日において18歳未満の被扶養者がいる場合 1人につき10万円(最大3人まで) 2 須賀川市が行う次の事業の交付決定等を受けている場合 10万円 <ol style="list-style-type: none"> (1) まちなか出店推進補助金(新規出店事業) (2) 創業等支援補助金 (3) スタートアップ資金融資 3 補助対象住宅の建築を市内の業者が請け負う場合 10万円 4 次のいずれかの認定を受けている場合 10万円 <ol style="list-style-type: none"> (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく、長期優良住宅の認定 (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく、低炭素建築物新築等認定計画の認定 (3) 第三者認定機関による、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)認定 (4) 第三者認定機関による、断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4の基準を満たす認定

※1 補助加算額において、その上限額は30万円とする。

※2 福島県の「来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱」(平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知)に定める要件に該当する場合には、当該事業の補助金交付要綱に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

別表2（第10条関係）

事業完了年度の翌年度からの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	全額
1年以上2年未満	10分の9の額
2年以上3年未満	10分の8の額
3年以上4年未満	10分の7の額
4年以上5年未満	10分の6の額
5年以上6年未満	10分の5の額
6年以上7年未満	10分の4の額
7年以上8年未満	10分の3の額
8年以上9年未満	10分の2の額
9年以上10年未満	10分の1の額